

豊田市水素社会構築戦略策定業務委託 評価基準

|   | 番号   | 評価項目  | 配点基準  |
|---|--|---|---|
| 業務経歴<br>(130点)<br>【事務局評価】                       | 1-1  | 事業者の業務実績<br>(65点)<br><br>以下の業務の履行実績。(配点基準は併記のとおり。)<br>①官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)または民間の発注の業務で元請として1件当たりの税込金額1,000万円以上の水素の利活用促進に関連する調査分析・戦略策定業務<br>・・・1件当たり3ポイント<br>②官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)発注の業務で元請として1件当たりの税込金額1,000万円以上の官民連携に係る業務<br>・・・1件当たり2ポイント                     | 15ポイント以上(65点)<br>12～14ポイント(55点)<br>9～11ポイント(45点)<br>6～8ポイント(30点)<br>5ポイント(15点)                  |
|   | 1-2  | 業務担当責任者等の業務実績<br>(65点)<br><br>業務担当責任者及び主任担当者の以下の業務の履行実績。(配点基準は併記のとおり。)<br>①官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)または民間の発注の業務で元請として1件当たりの税込金額1,000万円以上の水素の利活用促進に関連する調査分析・戦略策定業務<br>・・・1件当たり3ポイント<br>②官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)発注の業務で元請として1件当たりの税込金額1,000万円以上の官民連携に係る業務<br>・・・1件当たり2ポイント | 15ポイント以上(65点)<br>12～14ポイント(55点)<br>9～11ポイント(45点)<br>6～8ポイント(30点)<br>3～5ポイント(15点)<br>2ポイント以下(0点) |
| 業務実施方針等<br>(委員1名当たり50点)<br>【選考委員評価】             | 2  | 業務実施体制<br>(5点)<br><br>本業務を確実に履行できる体制となっているか(5点)   | 特に優れている(5点)<br>普通(3点)<br>不十分(0点)  |
|   | 3-1  | 調査分析の手法<br>(5点)<br><br>各種数値の算出や政府や市内外企業へのヒアリング等調査分析に関して効率的かつ効果的な手法がとられているか(5点)  | 特に優れている(5点)<br>普通(3点)<br>不十分(0点)  |
|   | 3-2  | 本戦略策定の方針<br>(コンセプト)及び重視すべきと認識する点、追加すべき項目<br>(35点)<br><br>本市の特性及び既存の取組を理解しているか(7点)   | 特に優れている(7点)<br>優れている(6点)<br>普通(4点)<br>やや不十分(2点)<br>不十分(0点)                                      |
|   |  | 政府や市内外企業の動向を考慮しているか(7点)   |   |
|   |  | 既存の市内企業を軸とし、ゴールに脱炭素のみならず産業振興を意識しているか(7点)  |   |
| 業務への積極的な提案や意見がなされ、なおかつ市の想定する分野を超えた追加の提案があるか(7点) |  |   |   |
| 4   | 工程計画(5点)<br><br>方針に具体性や実現性があるか(7点)<br><br>提出された工程計画は、適切かつ効果的な内容となっているか(5点) | 特に優れている(5点)<br>普通(3点)<br>不十分(0点)  |   |
| 価格の設定<br>(20点)<br>【事務局評価】                       | 5  | 価格の設定<br>(20点)<br><br>価格点数 = (最低見積提示金額/見積提示金額) × 20点 ※小数点以下は四捨五入  | 左記のとおり  |